

2018年9月12日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

平成30年（行ウ）第143号、同（ワ）第11936号

原告 想田和弘ほか4名

被告 国

原告ら訴訟代理人

弁護士 吉 田 京 子

同 塩 川 泰 子

同 小 川 直 樹

同 井 桁 大 介

同 谷 口 太 規



第2準備書面

被告は、在外国民審査の実現には「技術上の」制約があると主張し、2016年の国民審査法改正以前と以後とを区切ってその実現可能性を議論する(被告準備書面(1)13-18頁)。しかし、2016年改正の内容は技術革新とは無縁のものであるから、この立法はそれ以前にも十分に実現できた。2016年改正は従来から技術上の問題がなかったことを前提とするものである(原告第1準備書面18頁14行)。在外国民審査の「技術的」実現可能性について2016年改正を基準に時期を区切って論じるのはそもそも誤りである。

2016年改正がより早期に実現し得たことは、国会も十分に認識していた。「中央選挙管理会は、衆議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日の翌日から第五条第一項の規定による告示の日の前日までの間に、審査に付されるべき裁判官の氏名を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。」として、現行法と同様に60日前通知を可能とする法律案(甲12)が、2007年に国会に提出され、衆議院で可決されている(甲13)からである。

2007年当時すでに解決が可能であった問題について、それが国会では解決ができない技術上の問題であるかのようにいう被告の主張は誤りである。

以上